

別表第1（第2条関係）

区分	定義
燃料電池自動車（FCV）	電気を動力源とする4輪以上の自動車であって、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作るもの。
電気自動車（EV）	電気を動力源とする4輪以上の自動車（総排気量0.050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）で、内燃機関を併用するものを除いたもの。
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	エネルギー回生機能を有する4輪以上の自動車（総排気量0.050リットル以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車、原動機付自転車は除く）であって、外部からの充電が可能なもの。

別表第2（第4条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1台につき 20万円
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	1台につき 5万円